

インクルーシブな学校のための 特別支援教育入門

講師： 名古屋外国語大学
竹内 慶至

想定課題と到達目標

想定課題

インクルーシブ教育における
特別支援教育のポイントを知りたい



到達目標

特別支援教育の
捉え方や考え方を理解する

「障害」に対して、どのように向き合い、
理解すればよいか知りたい



障害の種類とその特性を知り、
それぞれに対する軽減策を理解する

障害に対して、具体的に
どのような対応をすればよいか知りたい



特別な教育ニーズ、合理的配慮の側面か
ら具体的な対応策を理解する

1 インクルーシブ教育としての特別支援教育

2 特別な教育的ニーズと障害の理解

3 インクルーシブ教育のレシピ

第1回：インクルーシブ教育としての特別支援教育

問い合わせ

「特別支援教育」のキーポイントは何か？

- 2002年 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査
⇒著しい困難を示す児童生徒=6.3%
- 2005年 発達障害者支援法施行
- 2006年 学校教育法の改正
- 2006年 障害者の権利に関する条約採択
- 2007年 **改正学校教育法の施行**
⇒特殊教育から特別支援教育へ
- 2012年 中央教育審議会「**共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）**」
- 2013年 学校教育法施行令の一部改正

1.特別支援教育の世界的潮流

特別支援教育の世界的潮流

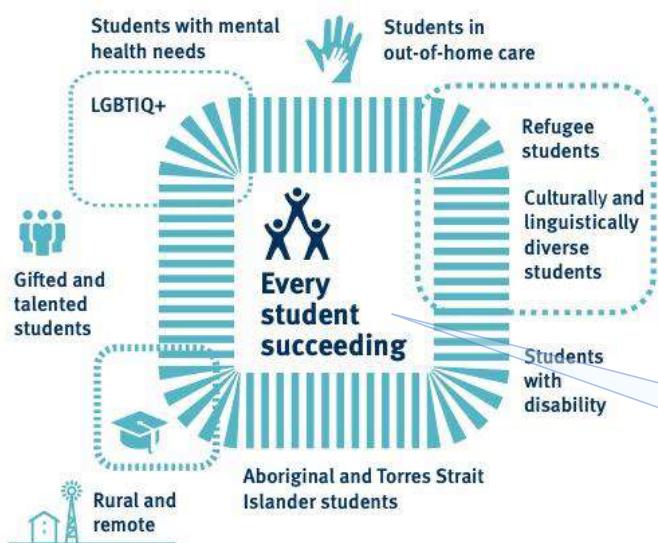
- 1975年 障害者の権利に関する宣言
- 1978年 ウォーノック・レポート（イギリス）
- 1981年 国際障害者年
- 1982年 障害者に関する世界行動計画
- 1989年 児童の権利に関する条約：採択
（=子どもの権利条約）
- 1994年 **UNESCO・スペイン政府**
- 2006年 **障害者の権利に関する条約：採択**

サラマンカ声明

- 「みんなのための学校」
“a school for all”
- 「特別な教育的ニーズ」
“Special Educational Needs”

Point : **障害に限定しない**→インクルーシブな学校
(特別なニーズ教育)

Inclusive education policy statement



Queensland Government Department of Education
(<https://education.qld.gov.au/students/inclusive-education>)

- 在宅ケアを受ける児童生徒
- 難民の児童生徒
- 文化的・言語的に多様な児童生徒
- 障害のある児童生徒
- アボリジニ・トレス海峡諸島民の児童生徒
- 田舎・遠隔の児童生徒
- ギフテッド・才能のある児童生徒
- セクシュアルマイノリティの児童生徒
- メンタルヘルスのニーズのある児童生徒

全ての児童 生徒の成功

1.インクルーシブ教育としての特別支援教育

インクルーシブ教育と特別な教育的ニーズ

- 特別な
(Special Educational Needs)
- 医学的概念ではなく教育学的な概念
- 「障害」ではなく、「ニーズ」への着目

- 一人一人の教育的な困難やニーズに基づいた判断、評価、教育的対応や配慮

障碍者権利条約と合理的配慮

●障害者の権利に関する条約

- = 障害者権利条約（日本：2014年批准）
- ①障害者の基本的人権や自由の促進、保護、確保
- ②障害者の尊厳の尊重
- ③差別の禁止と

問い合わせ

「障害」をどのように理解すればよいか？

2. 障害の社会モデルVS障害の医療モデル

障害の



障害の問題は障害者個人にあるのではなく、障害者を排除し、障害者を無能化する社会にある。

=社会問題としての障害

障害の

(障害の個人モデル)

障害の問題は障害者自身にあり、障害者個人が適切に対処することが必要である。

=個人的問題としての障害

障害を二つの側面に分けると

インペアメント (impairment)

手足や体の一部などの

ディスアビリティ (disability)

身体的なインペアメントを持つ人のことを考慮しないことによって
生み出される

重要なのは
ディスアビリティの軽減

2.特別な教育的ニーズとディスアビリティの軽減

■特別な教育的ニーズ

⇒一人一人の教育的な困難やニーズに基づいた判断、評価、教育的対応や配慮

■教育的な対応や配慮することによって、

の軽減を図る

■ディスアビリティ軽減の事例：点字教科書

⇒点字教科書なしでは教科書を読むことができない。

- 合理的配慮の目的は「 の除去」
- 社会的障壁 (social barrier) とは、障害者にとって日常生活・社会生活上の障壁となるもののこと
⇒物理的、心理、制度、観念、慣行、文化

✓事例

車椅子では通ることができない通路
画像提供のみのホームページ
音声アナウンスのみで重要な情報を提供

2.発達障害とディスアビリティの軽減

- 発達障害：自閉症スペクトラム(ASD)
ADHD（注意欠陥／多動）
学習障害（LD）
- 発達障害＝発達凸凹（杉山 2011）
⇒ **目に見える形でのインペアメントではないため、気づかれない／放置されがち**
- 様々な形での「排除」「差別」「社会的障壁」
⇒ ファンの音／雑然とした教室空間、重要事項を口頭でのみ伝える

問い合わせ

- ✓ 「特別な教育的ニーズ」に対して具体的にどう対応すればよいか？
- ✓ 「合理的配慮」を具体的にどう進めていけばよいか？

3.特別な教育的ニーズの見極め

- まず、子どもを「 」が重要
- 一般的な書籍等に書かれていることをそのまま当てはめない（決めつけない）
⇒ 困りごとやニーズは人によって違っていることを前提に！
- 根拠となる事例の収集

■□を変える（環境調整）

⇒机の配置を変更する

机や椅子の足に緩衝材をつける

掲示板の表示を減らす

■□を変える

⇒媒体を変える（例：絵カードを使用する）

黒板の書き方（色、タイミング）を工夫する

試験方法を変更する（時間、音声での提供）

ただし、可能な範囲で
(非過重負担)

3.組織的な対応

- 個々の教員が抱えてしまうのではなく、□
- 情報共有（TeamsやSlack等を使った情報の共有）
- 場合によっては保護者対応も組織的に行う
 - ⇒担任には話さないが、他の教員には語ることも
- 対応方法についても教員集団＝チームで話し合う
 - ⇒事例検討（根拠を持ち寄る）